

長 建 協 発 第 280 号
平成 24 年 9 月 26 日

会 員 各 位

社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

煙突内部に使用される石綿含有断熱材における除去等について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、石綿障害予防規則第 10 条では、煙突内の石綿含有断熱材の劣化による石綿の飛散については、除去措置の対象とはされておりませんが、今般、国土交通省の調査で、煙突内の石綿含有断熱材が著しく劣化している場合に、煙突内部のみならず、隣接する機械室でも比較的低い濃度の石綿繊維の飛散が確認されております。

これを受け、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長より、たとえ少量であっても、煙突内部の石綿含有断熱材が著しく劣化している等により、煙突内部のみならず周辺作業場での石綿の飛散のおそれが懸念される場合には、煙突内の石綿含有断熱材の除去等石綿障害予防規則第 10 条に準じた措置を講ずるよう別添のとおり要請がまいっておりますので、ご配慮下さるようお願い申し上げます。